

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年5月28日～2020年6月3日)

令和2年(2020年)6月4日

H E A D L I N E S

## 政治

国家選挙委員会による選挙無効決議の官報掲載  
大統領選挙の実施規則に関する法案の成立  
政党別支持率に関する世論調査  
大統領選挙の新たな投票期日の布告  
中国に関するEU外務理事会の開催  
予備役軍人に対する演習の再開  
チャプトヴィチ外相とリンデ・スウェーデン外相の電話会談  
アナコンダ20演習の開始  
チャプトヴィチ外相とアシュケナジ・イスラエル外相の電話会談  
チャプトヴィチ外相のエストニア訪問  
チャプトヴィチ外相の「V4+NB8」外相テレビ会合への参加  
Defender-Europe 20+演習

## 治安等

ポーランド情報機関による電子的情報収集に関する対外諜報庁元長官の発言  
インターネット上での詐欺事件に関与したとみられるナイジェリア人の拘束  
外国人の不法滞在をあっせんした犯罪組織の摘発  
ロシア人密入国者の拘束  
アフガニスタン人密入国者の拘束  
新型コロナウイルス感染症対策に関するカミンスキ内務・行政大臣の発言  
ロシアのハイブリッド戦に関する当地情報機関関係者の発言  
米国での抗議活動に関連したとみられるワルシャワ市内でのモニュメント汚損事案

## 経済

欧州復興計画に関するドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相共同記者会見  
中央銀行、利下げを決定  
危機対策パッケージ及び財政の盾の実施状況  
5月の購買担当者景気指数(PMI)  
4月の輸出動向  
工業生産高の減少  
食品輸出が大幅減少の可能性  
ドゥダ大統領、ヴィスワ砂嘴の横断運河建設予定地を視察  
Grupa Azoty 社による投資事業  
陸上輸送部門が困窮の訴え  
日曜日の商業禁止解除に関する要望  
サシン副首相兼国有財産大臣、国営ポーランド航空(LOT)の救済について発言  
新中央空港関連動向  
PKN Orlen による水素基地の建設  
クルティカ気候大臣、IEA電力閣僚会議に参加  
放射性廃棄物処理施設の責任者の任命  
ロシアからの原油輸入関連動向

お問い合わせ先は、3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。  
問合せ先：大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意  
欧州でのテロ等に対する注意喚起  
「たびレジ」への登録のお願い  
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起  
マイナンバーカード取得のお願い  
大使館広報文化センター開館時間

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

### 国家選挙委員会による選挙無効決議の官報掲載【6月1日】

1日、ドヴォルチク首相府長官は、5月10日の大統領選挙を投票不成立により無効とするとして同日付の国家選挙委員会(PKW)の決議を官報に掲載したと発表した。官報掲載により、ヴィテク下院議長が14日以内に新たな大統領選挙の実施日を布告する必要がある。ドヴォルチク長官は、決議の官報掲載が遅れた理由について、先例のない状況であり、選挙法にも今回の場合の決議について直接規定されていないため、法的状況と決議の結果の分析に時間を要したと説明した。

### 大統領選挙の実施規則に関する法案の成立【6月1日、2日】

1日、上院は、5月11日に下院から送付され、審議していた大統領選挙の実施規則に関する法案の修正案を可決し、下院に差し戻した。同修正案では、候補者の登録及び立候補の要件である推薦署名の収集期間の最低10日間確保等、36か所の修正が加えられた。

2日、下院は、上院の修正案を審議し、上記をはじめとする主要な修正点を含む19か所の修正を削除した上で再可決した。同日、ドゥダ大統領は同法案に

署名を行い、成立した法案が官報に掲載された。

### 政党別支持率に関する世論調査【6月2日】

2日付ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関 IBRiS による政党別支持率に関する最新の世論調査結果を発表した。同調査では、与党「法と正義」(PiS)が支持率41.0%で首位を維持した。第2位は最大野党派閥「市民連立」(KO)で支持率24.3%、第3位は農民党／クキス'15(PSL/Kukiz'15)で支持率11.2%、第4位は「左派」(Lewica)で支持率9.0%、第5位は「同盟」(Konfederacja)で支持率7.5%であった。

### 大統領選挙の新たな投票期日の布告【6月3日】

3日、ヴィテク下院議長は、大統領選挙の新たな投票日(第1回投票)を6月28日(日)とする旨を発表した。第1回投票で過半数の票を獲得する候補者が出なかった場合は、7月12日(日)に上位2名による決選投票が実施される。

今次大統領選挙は、国内での新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を受け、2日に成立した大統領選挙の実施規則に関する法律に基づき、有権者は従来の投票所での投票または郵便投票の選択が可能となる。

## 外交・安全保障

### 中国に関するEU外務理事会の開催【5月29日】

29日、EU外務理事会がテレビ会議形式で開催され、主にEU・中国関係、6月に開催予定のEU・中国首脳協議、9月に予定されるEU各国首脳と中国の首脳会合につき議論された。チャプトヴィチ外相は、国際的な重要性を増す中国に対し、EUはより一致した立場で臨む必要があると主張し、ポーランドが2019年5月に提案した、対中政策における透明性とEU内調整の確保、経済等の実務政策と共通の価値観の保護のバランスといったEU・中国間の協力原則につき言及した。また、同外相は、中国市場は依然として、農業・食料製品をはじめ欧州の製品に閉

ざされており、ポーランドにとって貿易障壁の撤廃と市場アクセスの相互性の確保が極めて重要であると主張した。また、EU各国外相は、香港の地位に関する国際義務を揺るがす中国の活動に対する懸念を表明する声明文に合意した。

### 予備役軍人に対する演習の再開【5月30日】

30日、ポーランド国防省は、6月15日から予備役軍人に対する演習を再開する旨を発表した。ブワシュチャク国防相の決定により、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)で失業した志願者が優先されることとなる。訓練期間中、予備役や軍への入隊志願

者は宿泊・食事サービスが受けられるとともに、基本的な軍役を修了している予備役や軍の階級を示されている予備役軍人は、3,500ズロチの月給が支給される。同国防相は、同感染症が失業者を発生させていることに触れ、20,000名以上の人々が同演習に参加できるよう国防省は準備していると述べた。

#### チャプトヴィチ外相とリンデ・スウェーデン外相の電話会談【6月1日】

1日、チャプトヴィチ外相は、リンデ・スウェーデン外相と電話会談を行い、二国間協力、両国の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の状況、地域及び国際情勢について協議した。また、両外相は、バルト海地域情勢やウクライナ支援についても議論し、チャプトヴィチ外相は、新型コロナウイルス感染症によるウクライナ経済・財政状況への影響に言及し、国際社会による支援の必要性を主張した。今次会談では、両国が主導する東方パートナーシップに関する6月の首脳会合についても取り上げられ、同枠組みでの野心的な協力を進めるべきと強調した。

#### アナコンダ20演習の開始【6月1日】

1日、ポーランド軍によるアナコンダ20演習が開始された。同演習は、2006年から2年に一度の周期で行われている。本年は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響から同演習の一部は本年末又は来年に延期される予定である。2018年に行われた同演習は、17,500名規模であったが、本年は、5,000名規模。

#### チャプトヴィチ外相とアシュケナジ・イスラエル外相の電話会談【6月2日】

2日、チャプトヴィチ外相は、新たに就任したアシュケナジ・イスラエル外相と電話会談を行った。チャプトヴィチ外相は、技術分野、安全保障、青年交流をはじめ、イスラエルとの協力拡大に関心を示した。両外相は、中東情勢、米国とポーランドの主導するワルシャワ・プロセスでの取り組みについても議論し、アシュケナジ外相より、中東地域の安定化に向けた国際的な取り組みへのポーランドの参加に謝意が表明された。

#### チャプトヴィチ外相のエストニア訪問【6月2日】

2日、チャプトヴィチ外相はエストニアを訪問し、バルト諸国のレインサル・エストニア外相、リンケービッチ・ラトビア外相及びリンケビチュス・リトアニア外相と会談を行った。四外相は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関し、危機脱却とEU強化のはずみとなる野心的なEU予算と復興基金の重要性を強調し、三海域イニシアティブ(3SI)も危機脱却の一助となるとの考えを示した。チャプトヴィチ外相は、ポーランドとバルト諸国の強力な関与により3SIは強固になっているとし、エストニア及びラトビアの3SI投資基金への参加表明を歓迎した。また、四外相は、安全保障の分野では、従来の問題に加え、新型コロナウイルス感染症等に関する活発なプロパガンダや偽情報拡散といった新たな脅威が見られるとの認識を共有した。

#### チャプトヴィチ外相の「V4+NB8」外相テレビ会合への参加【6月3日】

3日、「V4+NB8(北海・バルト海8カ国)」外相会合がテレビ会議方式で開催され、中欧・北欧地域の重要課題や中国、ロシア、東方パートナーシップ参加国、西バルカン諸国との関係につき議論された。チャプトヴィチ外相は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に乗り、ロシアによるサイバーセキュリティ分野での望ましくない活動が拡大しており、同国に対する一致した立場の維持が重要である旨述べた。また、各国外相は、新型コロナウイルス感染症の状況に関する議題において、多年度財政枠組(MFF)やEU復興基金について協議し、チャプトヴィチ外相は、危機終息後のEUの復興を支援する手段として、結束政策をはじめとする野心的なEU予算を一貫して支持している旨述べた。

#### Defender-Europe 20+ 演習【6月3日】

3日、ブワシュチャク国防相は、モスバカー駐ポーランド米国大使とともに、ドラフスコ・ポモルスキエ演習場において、Defender-Europe 20+演習の開始式に出席した。同演習は、河川障害の克服を含む訓練シナリオで、6月19日まで行われる。ポーランド軍側からは約2,000名、米軍からは約4,000名が参加する。

## 治 安 等

#### ポーランド情報機関による電子的情報収集に関する対外諜報庁元長官の発言【5月28日】

マウエツキ対外諜報庁(AW)元長官(2015~2016年在任)は、当地ポータルサイト Dziennik.pl で、ドイツが2021年をめどに自国の情報機関による電子的情報収集(シギント)への法規制を検討していることに言及し、昨今の通信技術の急速な進展を受け、多くの国々が情報収集と自国民の権利保護を勘案

しながら電子的情報の取り扱いに関する法改正を進めており、ポーランドでも同様の法規制を進める必要があると述べた。

#### インターネット上での詐欺事件に関与したとみられるナイジェリア人の拘束【5月30日】

警察及び国境警備隊は、ヴロツワフで、インターネット上の出会い系サイトで米軍兵士やシリア人医師

等を装い女性から金銭をだまし取る詐欺行為を行ったとしてナイジェリア人男性2名を拘束した。被疑者は過去数年にわたり少なくとも7名の女性に対し同様の詐欺を行い、約42万ズロチをだまし取ったと見られている。

**外国人の不法滞在をあっせんした犯罪組織の摘発【6月1日】**

5月27日、警察及び国境警備隊は、外国人の不法滞在をあっせんしたとして、犯罪組織構成員のポーランド人3名を拘束した。同犯罪組織構成員の摘発は2019年3月から断続的に続いており、これまでに44名が拘束されている。同組織は、パキスタン、シリア、アルジェリア、イラク、エジプト、リビア等の中東諸国出身者を含む外国人約600名を対象に、就労許可を不正に取得するなどして不法滞在をあっせんを行ったとみられている。

**ロシア人密入国者の拘束【6月1日】**

5月31日、国境警備隊は、ポーランド・ロシア国境を徒歩で越え、密入国を試みたとしてカーニングロード州在住のロシア人3名を拘束した。同摘発は、ロシア側からの情報提供をもとに行われたもので、被疑者はポーランド国内で長距離バスに乗ってドイツに移動する計画だったとされる。

**アフガニスタン人密入国者の拘束【6月2日】**

5月28日から同29日にかけて、カトヴィツェで、ギリシャから野菜を運搬していたトラックの荷台に潜んで密入国したアフガニスタン人男性6名が拘束された。同事案は、荷台からの異音に気づいた運転手が荷台の中を確認した際に発覚したもので、被疑者は現場から逃走したものの、通報を受けて駆けつけた警察官によってまもなく拘束された。

**新型コロナウイルス感染症対策に関するカミンスキ内務・行政大臣の発言【6月2日】**

2日、カミンスキ内務・行政大臣は、モラヴィエツキ首相、シュモフスキ保健大臣と共同記者会見に出席し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策

に従事する警察、消防、国境警備隊など内務・行政省傘下の制服組織職員に謝意を示した。カミンスキ大臣は、警察による自宅隔離措置実施状況確認件数は約700万件、国境警備隊による国境通過者検査件数は約250万件(いずれも5月末時点)で、地方長官や保健当局と連携し対策を行っており、社会や経済を再活性化するためCOVID-19対策は新たな局面に入ったと述べた。

**ロシアのハイブリッド戦に関する当地情報機関関係者の発言【6月2日】**

2日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャーリン報道官は、ロシアがポーランドに対して行っている偽情報の拡散に関し、ポーランドの国家安全保障に関する意思決定プロセスを阻害するための情報混乱を目的としているとの見解を示した。また同報道官は、5月最終週にポーランドの複数の報道機関のウェブサイト等を標的に行われたハッキングによる偽情報拡散についても言及し、ウェブサイトのぜい弱性探知に秀でた者が関与しており、米国とポーランドが共同で実施する Defender-Europe 20+演習の妨害を目的に、ポーランド軍兵士を酷評する米軍司令官のインタビューのねつ造等が確認されとした上で、このねつ造がロシアによるものという確固たる証拠はないが、手口はロシアのものと完全に合致していると述べた。なお、同報道官は、ポーランドは西側諸国の一員として、ロシアと同様の偽情報拡散アプローチは取らないとも述べた。

**米国での抗議活動に関連したとみられるワルシャワ市内でのモニュメント汚損事案【6月2日】**

2日、ワルシャワ市内中心部のハラ・ミロフスカ市場付近に設置されているコシューシコ像が塗料等で汚染され、「Black Lives Matter」などのスローガンが落書きされる事案が発生した。同事案は、米国等で発生している元警察官による黒人男性暴行死事件への抗議活動に関連したものと見られ、ワルシャワ首都警察は監視カメラの映像を解析するなどして捜査を進めている。

経 済

経済政策

**欧州復興計画に関するドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相共同記者会見【5月28日】**

28日、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相は共同記者会見を行い、27日に欧州委員会が提案した欧州復興計画案を歓迎するとともに、ポーランドが7,500億ユーロの復興基金から、イタリア、スペインに次ぐ、約640億ユーロを得られる欧州委提案を高く評価した。ドゥダ大統領は、新型コロナウイルス感染

症(COVID-19)は、世界が直面した最大規模の危機に等しく、欧州は経済発展のための「新たな推進力」を持つべきと述べた上で、欧州はアジアやその他地域に生産拠点を移してきたが、再び巨大な生産拠点となるべきであり、そのためには多くの投資・研究開発及び野心的な計画が必要とした。モラヴィエツキ首相は、COVID-19発生直後からポーランド政府が総額4,000億ズロチ超に上る危機対策パ

パッケージ及び「財政の盾」を立ち上げるなど、非常に迅速に対応してきたことを強調。同国内支援策に加え、欧州復興基金により新たな資金が追加されたとし、道路や鉄道、その他様々な経済・財政刺激のための大規模事業に対し追加資金を得られる見込みであると述べた。

#### 中央銀行、利下げを決定【5月28日】

28日、金融政策委員会は、政策金利を0.5%から更に引き下げ、史上最低の0.1%とすることを決定した。また、ロンバート金利を1.0%から0.5%、割引率を0.6%から0.12%、再割引利率を0.55%から0.11%にそれぞれ引き下げた。本決定は5月29日から適用される。同委員会は、ポーランドを含む世界の経済活動の低迷と国際市場における物価の低下により、物価上昇の更なる低下が見込まれ、中央銀行のインフレ目標2.5%以下となるリス

クが高まっているとした。また、中央銀行は引き続き公債及び政府保証債権の買入れを行うとし、その時期及び規模は市場の状況に応じて決定するとした。

#### 危機対策パッケージ及び財政の盾の実施状況【6月2日】

ポーランド開発基金(PFR)は、同基金の「財政の盾」により、これまでに約22万7,000社が約430億ズロチの融資を受けたと発表した(うち、約125億ズロチが零細企業、約305億ズロチが中小企業向け)。また、大企業向けの総額250億ズロチの支援について、当初PFRは一括で支援を開始することを想定していたが、既に欧州委員会から承認を得た175億ズロチ相当の支援を先だてて開始予定と見られる。また、開発省によると、危機対策パッケージの下、これまでに約646億8,000万ズロチの企業向け支援が実施された。

### マクロ経済動向・統計

#### 5月の購買担当者景気指数(PMI)【6月1日】

IHS Markitによると、5月の購買担当者景気指数(PMI)は、40.6ポイントと、前月の31.9ポイントから上昇したものの、引き続き50ポイントを大きく下回っている。ポーランド国内外において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による各種制限措置が継続しており、需要の低迷や工場の一時閉鎖等により、生産及び新規受注が落ち込んでいる。また、多くの企業が先行き12か月の生産見通しを立てることが困難な状況にあるという。

#### 4月の輸出動向【6月2日】

ポーランド商工会議所(KIG)の調査によると、4月の輸出は約117億ユーロとなる見込みで、対前年同期比39.7%減、対前月比37.5%減となる。KIGは、5月も同様の状況が続くが、6月には回復し始めると見ている。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による多くの国々の規制措置で、輸出向け受注が国内受注よりも困難な状況で、輸出業者によれば、受注の急落、物流の問題、資材・労働力の不足が主な課題になっている。

### ポーランド産業動向

#### 工業生産高の減少【5月28日】

中央統計局(GUS)によれば、今年4月の工業生産高は299部門のうち、217部門で前年同時期よりも減少した。自動車の生産は99%減、エンジンの生産は97.5%減、家具、衣服、靴、自転車等の生産は50%以上減となっている。専門家は、制限緩和により、5月、6月には工業生産高は増加すると予想しているが、賃金の減少や将来への不確実性により消費者の需要が減少し、生産レベルが新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大前にもどるのは、2021年にずれ込む可能性がある。

#### 食品輸出が大幅減少の可能性【5月28日】

サンタンデル銀行の報告書によれば、2020年のポーランドの食品輸出は289億ユーロ(前年比で8%減)となる見込みで、減少規模は、ポーランドのEU加盟以降、最大と予測される。中央統計局(GUS)によれば、4月に輸出減を報告した食品

生産者数は、増加を報告した食品生産者より27%多く、5月には36%に拡大した。専門家は、同状況に近い将来、経済的困難を生み出すが、米国やEU諸国の施策により、需要減少は収束する見込みとしている。

#### ドゥダ大統領、ヴィスワ砂嘴の横断運河建設予定地を視察【5月30日】

30日、ドゥダ大統領は、モラヴィエツキ首相及びグローバルチク海事経済・河川交通大臣と共に、ヴィスワ砂嘴を横断する運河の建設予定地を視察した。本運河の完成により、エルブロング等からロシア領を通過することなくバルト海へ通航できるようになる。ドゥダ大統領は、本件投資はポーランドの主権、独立、自由を強化し、ポーランド船舶をロシアが管理する水域から解放するものであると述べた。また、本運河等の大規模投資は雇用創出に繋がるものであり、道路・鉄道・空港等の関連事業を含む新中央空港(CPK)建設計画等、更なる投資事業にお

いても同様の成果が見込まれるとした。

#### Grupa Azoty 社による投資事業【6月1日】

6月1日、ドゥダ大統領は、ポーランド最大の化学肥料等製造会社の Grupa Azoty 社による総額70億ズロチ規模のポリプロピレン製造拠点建設事業「Polimery Police」に関し、ポーランド及び北西部の産業地図を描き替えるものであると発言した。計画ではポリプロピレンの年間生産能力は約50万トンに上り、国内需要だけでなく、欧州や世界の熱可塑性ポリマー需要の一部を満たすことも可能とした。本件投資により、工場に400名、協力企業に1,200名の追加の雇用創出が図られる。本事業は Grupa Azoty 社最大の投資事業であり、同社は5月31日に事業資金確保のため10金融機関と与信契約を結んだ。韓国の現代エンジニアリング社が建設を請けおい、計画では2022年第4四半期に生産開始予定となっている。「Polimery Police」はプロピレン・ポリプロピレン製造ユニット、貯蔵・出荷拠点、物流インフラから構成される複合化学施設で、全ての施設は米国のライセンスに沿ってデザインされる。また、同工場では約1万7,000トンの水素も製造され、近隣のアンモニア製造化学工場に販売されるほか、ガス・ターミナルも設置予定という。

#### 陸上輸送部門が困窮の訴え【6月1日】

30の観光関係及び輸送関係企業等が共同で、従業員の給与等の補助金を求める書簡をモラヴィエツキ首相に送った。同機関は、債務・資金不足及び2021年4月までの新しい契約の見通しの欠如により難しい状況にあり、現在の措置は不十分としている。

#### 日曜日の商業禁止解除に関する要望【6月1日】

9のビジネス機関で構成される事業者の協議会は、ポーランド政府に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大中及びその収束後180日間の日曜日の商業停止解除を求めた。同協議

会は、経済を凍結させないことが、雇用や企業破産を救う唯一の手段としている。同協議会は、ショッピングセンターの閉鎖で、小売分野だけでなく、供給者や下請会社、レストランにまで影響が波及すると主張している。

#### サシン副首相兼国有財産大臣、国営ポーランド航空(LOT)の救済について発言【6月3日】

6月3日、サシン副首相兼国有財産大臣は、民間ラジオ放送において、欧州の他の国々がルフトハンザ航空、アリタリア航空、エールフランス等に対して実施しているのと同様に、国営ポーランド航空(LOT)を救済する意向であると述べた。同副首相は、LOTはこれまでも経費や従業員、リース契約の削減等の再編措置を講じてきたと言及し、政府も外部資金の注入を実施する可能性があるとした。

#### 新中央空港関連動向【6月3日】

3日、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、ホラフ・インフラ副大臣、ヴィルド新中央空港(CPK)社長が出席し、CPK建設事業に関する会見が行われた。会見では、本事業の大規模投資によって経済が刺激され、危機は克服できるとし、CPKは欧州の輸送ハブとなり、総延長400kmの高速自動車道路や1,800kmの高速鉄道路線によってポーランド全土から2~4時間以内でCPKにアクセスできるようになると説明された。また、同事業は、ポーランド全体にとって魅力的なもので、15万の雇用(空港4万、経済関係11万)を創出するとされる。CPKは、第一段階で4,500万人、将来的には7,000万人の旅客取扱を予定しており、建設事業は2020年から2034年までの14年間で、EU補助金も活用できる。同事業の戦略アドバイザーには、韓国の仁川空港と日本の成田空港が候補となっているが、間もなく最終決定が行われる見込みとの発表がなされた。なお、ポーランドは既にフランス及び英国と協力覚書を締結しており、米国との協力についても交渉中である。

## エネルギー・環境

#### PKN Orlenによる水素基地の建設【5月28日】

国営石油企業PKN Orlenは、ポーランド中央部のプウォツワベクに2021年に水素基地を建設すると発表した。本投資には、燃料輸送に係る水素製造施設及び燃料補給ステーションが含まれ、後日、同様の施設をプウォツクにも建設する予定。なお、プウォツワベクでは同社グループの化学会社Anwilが営業している。

PKN Orlenは、既に地元自治体との協定に署名しており、本計画は、同社が代替燃料分野において主

導的地位を得るためのマイルストーンとしている。

#### クルティカ気候大臣、IEA電力閣僚会議に参加【5月30日】

29日、気候省は、クルティカ気候大臣が日本を含む11か国のエネルギー大臣が参加するIEA電力閣僚会議に出席したと発表した。会議中、同大臣は、新エネルギーへの投資は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)危機後の経済回復の原動力になり得ると述べ、ポーランドの経験を生かし、野心的な復興

計画と強固な多年度財政枠組みを通じて、新たなエネルギー投資やイノベーション促進等で経済を刺激するために、効果的な投資が課題であると付言した。また、エネルギー安全保障の地域的構築に焦点とし、域内産業サプライチェーンの構築の重要性についても言及した。

#### 放射性廃棄物処理施設の責任者の任命【6月1日】

1日、クルティカ気候大臣は、クシユトフ・マタージ氏を放射性廃棄物処理プラント(ZUOP)の責任者に任命した。同氏は、コジンスキ大学大学院を卒業後、2015年に同機関次長に就任し、原子力安全と放射性防護の確保を行うとともに、廃棄物使用済み核燃料の管理のための国家計画等の策定チームの一員でもある。

#### ロシアからの原油輸入関連動向【6月2日】

ポーランド国立銀行は、ポーランドの原油輸入に占めるロシアの割合は61.5%(前年68%)に減少し、ポーランドが継続的に原油調達を分散した結果としている。国営石油企業PKN OrlenはロシアのRosneft Oil Companyと2019年2月に原油輸入に関する契約を締結しているが、輸入量を30%減少させている。他方、2019年のポーランドのサウジアラビアからの原油輸入量は、380万トン(前年200万トン)に増加しており、ポーランドが輸入する原油の14.7%を占めている。カザフスタンからの輸入量は、2018年から減少しており、中央アジアからの輸入総量は全体の10.4%を占める。ナイジェリアも、2019年にポーランドへの主要原油供給国となり、Bonny Lightと呼ばれるナイジェリア産原油は、2019年に約120万トン輸入されている。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

#### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにそ

の場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入国は認められていません。

また、国際旅客機についてもポーランドに帰国するポーランド国民の運送や自国民の帰国を目的として外国政府の指示により運行されるチャーター便を除き、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられており、国境を通過する列車への乗客の乗車も禁じられています。

居住地への帰国のため国境を越えようとする方は、現状、ドイツから陸路(車両もしくは徒歩)でのみ入境可能ですが、通過の翌日から換算して14日間の自宅隔離措置が義務付けられ、国境通過時に国境警備隊員に対し、居住地又は滞在地(同場所において自宅隔離措置を実施)及び本人と連絡が可能な電話番号の情報を提供する必要があります。

学校、大学の授業は停止されており、幼稚園、保育園の活動にも制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、商店等では、人と人の間に2メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場では、屋外かつ2メートルの距離を確保できる場合を除き、マスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても

日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

#### **【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間 ※入館については一時見合わせ中**

平日 9:00 - 12:30, 13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせます。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300，Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp，住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。）

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([news@mail@wr.mofa.go.jp](mailto:news@mail@wr.mofa.go.jp))